

マンホールトイレ整備・運用 のためのガイドライン

－ 2025 年版 －

令和7年10月

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ

目 次

第1章 総論	1
1. 趣旨と目的	2
2. ガイドラインの活用方法	4
3. ガイドラインの構成	5
第2章 災害時におけるトイレの確保に関する問題と対策の考え方	6
1. 災害時におけるトイレの確保に関する問題	7
(1) 災害時のトイレの実態	
(2) 災害時にトイレが確保できないことによる健康被害	
2. 災害時のトイレの確保の基本的考え方	10
(1) 防災基本計画におけるマンホールトイレの位置づけ	
(2) 災害用トイレの特徴と役割分担	
第3章 マンホールトイレ整備・運用の考え方	15
1. 技術概要と整備の現状	16
(1) マンホールトイレの形式と特徴	
(2) マンホールトイレの整備の現状	
(3) マンホールトイレ整備に関する財政支援について	
2. マンホールトイレの必要数の算定等	22
(1) マンホールトイレを整備すべき施設	
(2) マンホールトイレの使用想定人数	
(3) マンホールトイレの1基あたりの使用想定人数	
(4) 確保すべき水源	
(5) 上部構造物等の保管場所	
(6) その他	
3. 快適なトイレ環境の確保に向けて配慮することが望ましい事項	28
(1) 安全・安心面の配慮	
(2) 要配慮者への配慮	
(3) 衛生面の配慮	
4. 事前準備・訓練	34
5. 使用後の片づけ	37
6. マンホールトイレの整備・運用における7箇条	38
<資料編>	43
① マンホールトイレの導入例	44
② 目黒星美学園中学高等学校による快適なマンホールトイレの環境づくり	62
③ トイレを衛生的に保つ方法	63
④ マンホールトイレ普及啓発ツール	68

第1章 総論

1. 趣旨と目的

ひとたび大規模な災害が発生すると、トイレが使用できなくなるなどの問題が顕在化する。例えば、平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災においては、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなり、トイレが汚物で溢れる状態となった。平成 16 年(2004 年)の新潟県中越地震においては、車中泊をしていた被災者がトイレを控えたため、エコノミークラス症候群で死亡するといった事例があり、災害時に快適なトイレ環境を確保することは、命にかかわる重要な課題として認識された。また、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災においても、断水でトイレを心配し水分を控えたことにより、避難生活の中で、肉体的・精神的疲労を引き起こした事例があった。平成 28 年(2016 年)の熊本地震においても、断水解消までに1ヶ月程度を要する地域もあり、中にはトイレに不自由した事例があった。

このように、災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われることは、被災者の健康被害につながることを、過去の経験は繰り返し示している。

下水道は、国民の快適な生活環境や公衆衛生を支えるインフラであり、下水道管理者は、災害時においてもその使命を果たすことができるように下水道施設の耐震化を進めるとともに、避難所におけるマンホールトイレの整備等を実施することが求められている。

マンホールトイレは、日常的によく見かけるものではないが、災害時に日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる特徴があることから、避難所等で整備が進んでいる。実際に、東日本大震災では宮城県東松島市、熊本地震では熊本県熊本市において、避難所に整備したマンホールトイレが運用され、被災者から大変好評であったことが報告されている。令和 6 年能登半島地震では、石川県におけるマンホールトイレの利用状況は 3 市町で 10 基(自治体管理のマンホールトイレだけ)だけと限られており、発災後避難所等に迅速に設置され、バリアフリーで誰でも利用しやすかった反面、照明不足や水源不足による排泄物の詰まり等で使用不能となるなど課題があった。

一方で、日本全体でみると、マンホールトイレを整備している地方公共団体は 710 団体、整備基数の総数は約 49,000 基(令和 6 年度末)であり、十分に整備が進んでいるとはいえない状況である。

こうしたことから、マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)は、マンホールトイレの有用性や整



備・運用の考え方、さらには、過去の経験を踏まえた、被災者が”使いたい”と思う快適なマンホールトイレの整備のあり方等を示すことで、マンホールトイレの普及を促進し、来たるべき災害に対して、快適なトイレ環境を確保できることを目的に平成 28 年 3 月に策定された。

策定以降、平成 30 年 3 月には熊本地震を踏まえた内容の充実を図った「2018 年版」を、令和 3 年 3 月には「導入例」を充実させる「2021 年版」を策定しました。そして今回、令和 6 年能登半島地震等を踏まえ、確保すべき水源やマンホールトイレの形式の充実や、マンホールトイレの必要数等の修正を盛り込んだ「2025 年版」を策定した。

2. ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、地方公共団体の下水道担当者等がマンホールトイレを整備するための基本的な方針を検討する際に利用することを想定している。基本的な方針の内容としては、指定避難所等におけるマンホールトイレの必要数、事前準備・訓練の方法等が挙げられる。

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災基本計画では、市町村は避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置すること等が定められている。地方公共団体はこれに基づき、トイレ環境の確保を行う必要がある(図 1-1)。

既に地域防災計画や下水道管理者が策定する下水道 BCP にマンホールトイレの整備方針等が位置づけられている場合は、その内容に基づき方針を作成するなど、関係部局が連携し、マンホールトイレの整備推進を図ることが望まれる。一方で、まだ位置づけられていない場合は、先行的にマンホールトイレ整備の基本的な方針を作成し、地域防災計画や下水道 BCP 等の計画へ反映することが望ましい。

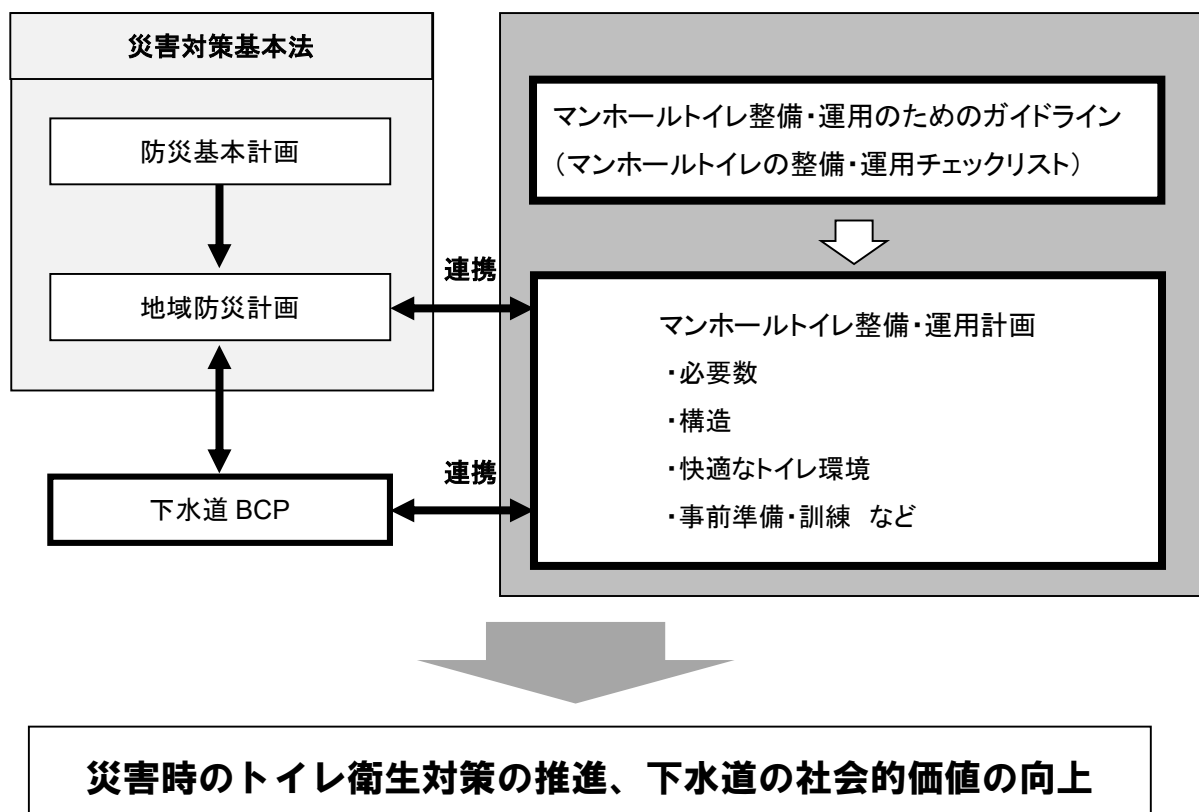


図 1-1 本ガイドラインの位置付け

3. ガイドラインの構成

本ガイドラインは、ガイドライン全体の目的や構成をまとめた【第1章 総論】、災害時におけるトイレの確保に関する問題全般と対策・考え方をまとめた【第2章 災害時におけるトイレの確保に関する問題と対策の考え方】、マンホールトイレの技術概要や快適なトイレ環境の確保に向けた配慮事項等をまとめた【第3章 マンホールトイレ整備・運用の考え方】から構成される(図 1-2)。

なお、第3章の「5. マンホールトイレの整備・運用における7箇条」は、実際にマンホールトイレの整備・運用に携わる人に向けた配慮事項の要点を簡潔にまとめたチェックリストとなっている。

第1章	総論
	1. 趣旨と目的 2. ガイドラインの活用方法 3. ガイドラインの構成
第2章	災害時におけるトイレの確保に関する問題と対策の考え方
	1. 災害時におけるトイレの確保に関する問題 2. 災害時のトイレの確保の基本的考え方
第3章	マンホールトイレ整備・運用の考え方
	1. 技術概要と整備の現状 2. マンホールトイレの必要数の算定等
	3. 快適なトイレ環境の確保に向けて配慮することが望ましい事項 安全・安心面の配慮／要配慮者への配慮／衛生面の配慮
	4. 事前準備・訓練 5. 使用後の片づけ 6. マンホールトイレの整備・運用における7箇条
資料編	① マンホールトイレの導入例 ② 目黒星美学園中学高等学校による快適なマンホールトイレの環境づくり ③ トイレを衛生的に保つ方法 ④ マンホールトイレ普及啓発ツール
チェックリスト	マンホールトイレの整備・運用チェックリスト

図 1-2 本ガイドラインの構成

第2章

災害時におけるトイレの確保 に関する問題と対策の考え方

1. 災害時におけるトイレの確保に関する問題

- 東日本大震災では、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに 4 日以上要した地方公共団体は 66%
- 水洗トイレが使用できず、衛生環境が悪化し健康被害が発生
- 排泄は我慢できないため、一刻も早く適切なトイレ環境の整備が必要

(1) 災害時のトイレの実態

大きな災害が起きると、停電、断水、給排水設備の損壊、汚水処理施設の機能停止等により、水洗トイレは使用できなくなることがある。過去の災害では、水が出なくなったトイレはあつという間に大小便の山となった。

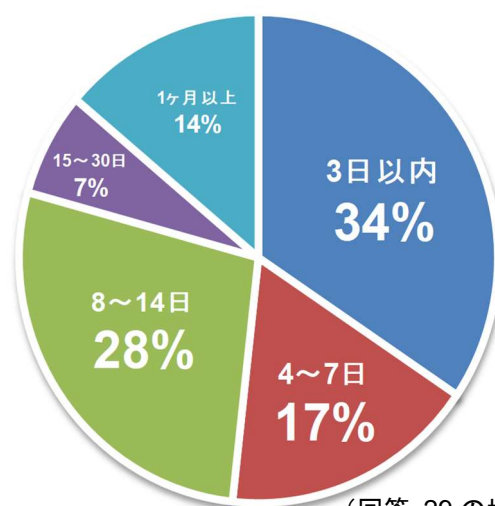
避難所等のトイレ環境を確保するための代表的な手段としては、被災地以外から仮設トイレを運搬・設置する方法が挙げられる(写真 2-1)。

東日本大震災においても多くは仮設トイレによって避難所等のトイレ環境を確保していたが、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数が、4 日以上かかったと回答した地方公共団体が全体の 66%を占め、最も日数を要した地方公共団体は 65 日と、かなりの時間を要した(図 2-1)。

また、仮設トイレはし尿のくみ取りが必須となるため、バキュームカーが調達できない場合や、し尿処理場が被災した場合では使用が困難になることがある。実際に東日本大震災においても便槽が満杯になり、くみ取りができない仮設トイレでは使用禁止の札が貼られる状況となった。



写真 2-1 避難所の仮設トイレ
(提供：特定非営利活動法人日本トイレ研究所)



(回答:29 の地方公共団体)

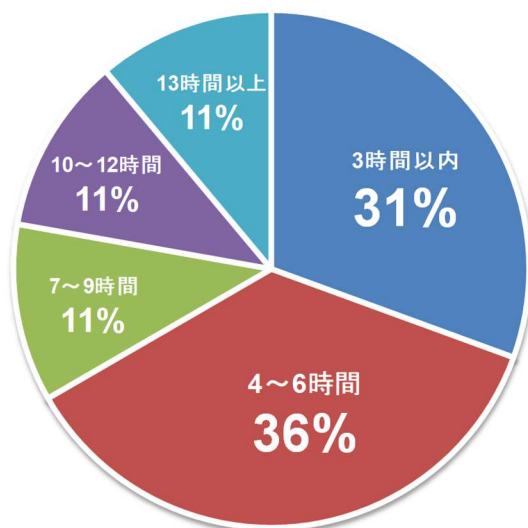
図 2-1 仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所（2013）
「東日本大震災 3.11 のトイレ
—現場の声から学ぶ—」

(2) 災害時にトイレが確保できないことによる健康被害

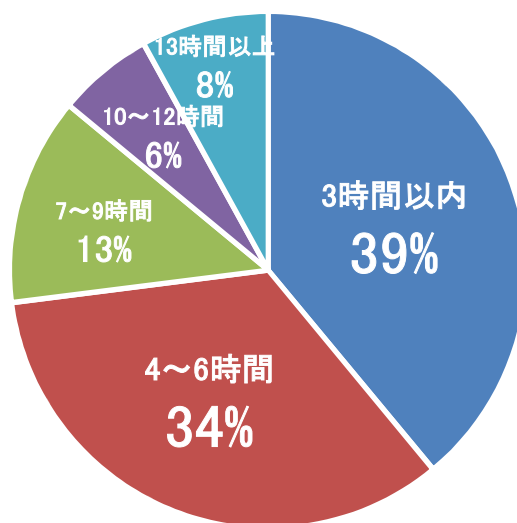
排泄は、我慢することのできない生理現象である。東日本大震災において、宮城県気仙沼市の36名に発災から何時間でトイレに行きたくなくなったかを聞いたところ、3時間以内に31%、9時間以内では78%がトイレに行きたくなくなったと回答している。熊本地震においても、195名に同様の調査を行ったところ、3時間以内に39%、9時間以内では86%がトイレに行きたくなくなったと回答している(図2-2)。

東日本大震災時のアンケート(回答:36名)



出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所（2013）
「東日本大震災 3.11 のトイレ
—現場の声から学ぶ—」

熊本地震時のアンケート(回答:195名)



出典：岡山朋子(大正大学人間学部人間環境学科)（2016）
「避難生活におけるトイレに関するアンケート調査」
協力：特定非営利活動法人日本トイレ研究所

図2-2 発災から何時間でトイレに行きたくなくなったか

トイレが不衛生で不快な場合や、トイレが遠い、寒い、暗い、怖いなどの理由で使い勝手が悪いと、トイレに行く回数を減らすために、水分や食事を控えてしまいがちである。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、エコミークラス症候群^(注1)や脳梗塞、心筋梗塞で震災関連死^(注2)を引き起こすことにもなる。

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災では約900人が震災関連死として認定されており、その死亡原因は3割程度が心筋梗塞や脳梗塞であった。また、平成16年(2004年)の新潟県中越地震では、車中泊

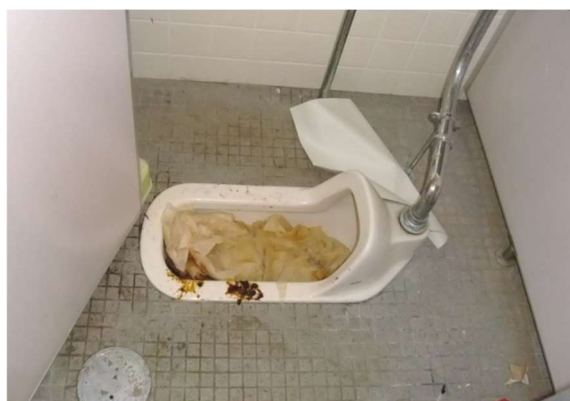


写真2-2 被災地の病院のトイレの様子
(提供：石巻圏合同救護チーム)

者がエコノミークラス症候群により死亡する事例が発生した。その症例のすべてが女性であり、トイレに行っていなかったという報告がある^(注3)。

また、東日本大震災における震災関連死の死者の数は約 3,647 人(平成 29 年 9 月 30 日時点)であり、その多くが 60 歳以上の高齢者であった。「復興庁の「震災関連死の原因として市町村から報告のあった事例」(平成 24 年 8 月 21 日)には、避難所における生活の肉体的・精神的疲労が全体の 33%を占めたことが示されている。また、被災者の声の中には、肉体的・精神的疲労を引き起こした要因として、「断水でトイレを心配し、水分を控えた」という事例が紹介されている。

食べれば必ず排泄があり、排泄が無ければ健康な状態を維持することはできない。我慢することで健康を損ね、場合によっては命を落とすこともある。そのような事態に陥らないようにするために、水や食料の備蓄・支給を行うことのみならず、災害時における快適なトイレ環境を確保することは命にかかわる重要な課題として認識すべきであり、広く継続的に啓発していく必要がある。



写真 2-3 使用不可のトイレブースを工夫して利用
(提供: 特定非営利活動法人日本トイレ研究所)

注 1 エコノミークラス症候群

深部静脈血栓症／肺塞栓症と呼ばれており、長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、足の深部にある静脈に血の塊(深部静脈血栓)ができ、この血の塊の一部が血流に乗って肺に流れて肺の血管を閉塞する(肺塞栓)症状とされている。

(出典: 厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hoken-sidou/disaster_2.html

注 2 「震災関連死の死者」の数とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む)。

(出典: 復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」)

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html>

注 3 榛沢和彦: 東日本大震災後における深部静脈血栓症(DVT)と問題点—新潟県中越地震の教訓を生かすには—

(出典 URL: https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsqsh/6/2/6_2_248/_pdf)

2. 災害時のトイレの確保の基本的考え方

- 災害時のトイレは、発災後の時間経過と被災状況を考慮し、携帯トイレ・簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等、複数のタイプを組み合わせる。

（１）防災基本計画におけるマンホールトイレの位置づけ

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画である。防災基本計画には、防災に関する総合的かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で中央防災会議が必要と認めるものを定めることとしている。

防災基本計画においては、災害予防対策として、市町村は指定避難所においてマンホールトイレ等を要配慮者にも配慮した施設の整備に努めるものとされている。また、災害応急対策として、避難所の生活環境を確保するために、必要に応じマンホールトイレ等を早期に設置するものとされている。以上により、マンホールトイレの整備は、地方公共団体が地域防災計画に位置付けて取り組むべき事項の一つとなっている。

防災基本計画（令和7年7月）

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 災害用トイレの特徴と役割分担

災害用トイレには様々なタイプがあり、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ、トイレカー・トイレトレーラーなどの種類がある(表 2-1)。

携帯トイレ・簡易トイレは、あらかじめ備蓄しておくことで、発災後すぐに利用可能であるため、防災基本計画では、地方公共団体等は住民に対して「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の携帯トイレ・簡易トイレの備蓄を行うよう普及啓発を図るものとしている。マンホールトイレは、備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる。仮設トイレは、日常的に建設現場やイベント等で利用されており、洋式便座や水洗機能などを備えた国土交通省が標準仕様を定めた「快適トイレ」という種類もある。トイレカー・トイレトレーラーは、自走式・牽引型など、様々な種類があり、こちらも日常的にイベント等で利用されている。仮設トイレやトイレカー等は、比較的備蓄数が少ないため、保有している自治体や団体と協定を締結しておくことも、重要である。それぞれのタイプの特性を踏まえ、時間経過と被災状況に応じて組み合わせ、避難所等において良好なトイレ環境を切れ目なく提供するように努める必要がある。

例えば、初動対応として、携帯トイレ・簡易トイレを用いた後、マンホールトイレを迅速に設置し、さらにその後、調達した仮設トイレ・トイレカー等を設置することにより、避難所等におけるトイレの充足度を確保することが考えられる。

災害時のトイレの確保・管理に関する考え方等については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月(令和 6 年 12 月改定)内閣府(防災担当)策定)も参照されたい。

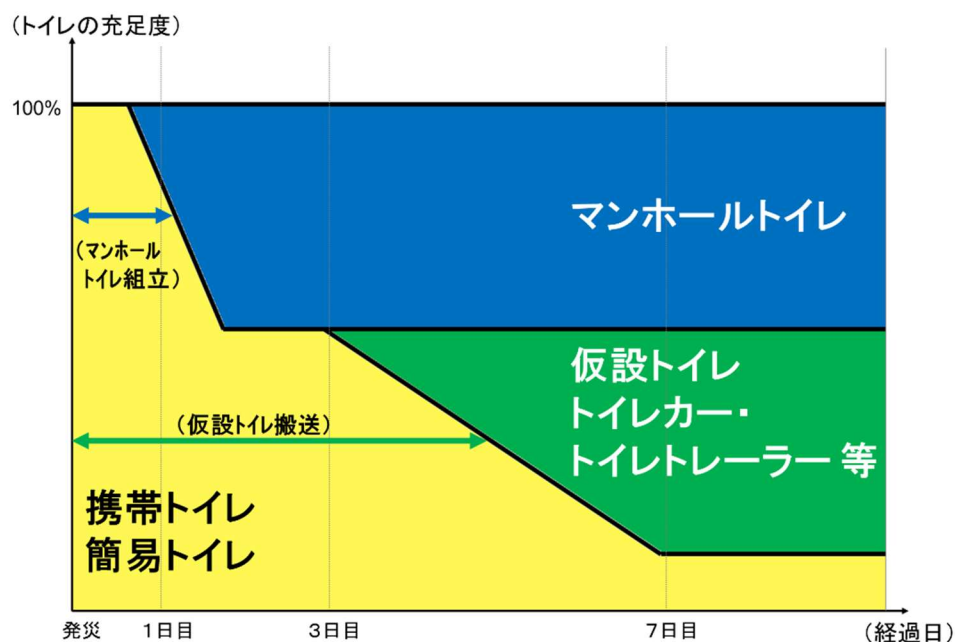


図 2-3 トイレの充足度のイメージ図

(参考) 時間経過に伴うトイレの組合せモデル

■時間経過に伴うトイレの組合せモデル

★主に使用 ○補助的に使用

災害用トイレの種類	発災 ～3日間	～2週間	～1カ月	～3カ月以上
携帯トイレ	★	○	○	
簡易トイレ	★	○	○	
仮設トイレ(組立式)	○	★	★	
仮設トイレ			★	★
マンホールトイレ	○※	★	★	★
トイレカー(トレーラー)	○	○	○	○
自己処理型トイレ		○	○	○

※下水道の被害状況によっては使用可

図 2-4 時間経過に伴うトイレの組合せモデル

出典: 避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン(令和 6 年 12 月改定)

(内閣府(防災担当))

表 2-1 災害用トイレ別の主な特徴と留意点

災害用トイレ	特徴	留意点
携帯トイレ、 簡易トイレ	・発災直後に断水、停電、排水不可の状況であっても備蓄されていればすぐに使用が可能 ・屋内のトイレ室を活用して使用することができるため、基本的には新たなスペースが不要	・排泄場所の確保が必要 ・排泄後の処理や臭気対策が必要
マンホール トイレ	・備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる ・し尿を下水道管路に流下させることができるため衛生的であり、臭気、し尿抜き取りが軽減される ・入口の段差を最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすい	・鍵・照明の設置等の安全対策が必要 ・鉄蓋の開閉方法、トイレ室の組立方法等、一般に知られていない ・放流先の下水道施設の流下能力と耐震化の状況に応じて適用性が異なる

災害用トイレ	特徴	留意点
仮設トイレ (快適トイレ)	・繰り返し使用や輸送に耐えうるよう堅牢な造りのものが多い ・日常的に建設現場やイベント等で利用されており、馴染み深い ・一部の仮設トイレには、フラップ式による防虫・防臭対策を施したものや固液分離(大便と小便を分離する)の機能をもつものがある	・保管場所の確保が難しい場合等で、調達までに時間を要する場合がある ・便器下に便槽を備えているため、入口に段差がある場合がある ・一般に、し尿抜き取りが必要(下水管に直接接続し、し尿処理が不要なタイプもある)
トイレカー・トイレトレーラー等	・トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや 処理装置を備えたタイプがある ・トイレは車載可能な範囲で設計変更できる ・処理方式の違いで、使用可能回数が異なる ・ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発されている ・平時は、イベントや公園等で使用できる ・避難所で使用する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある ・機動性に優れている ・水洗式や洗面台があるタイプもあり、衛生面に優れている 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月(令和6年 12 月改定)内閣府(防災担当)策定)参照	・保管場所の確保が難しく、調達までに時間を要する場合がある ・バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、一定のスペースを有していること、手すり等が設けられていることがのぞましい ・し尿の汲み取りが必要(下水管に直接接続することで、し尿の汲み取りが不要なタイプもある)

第3章

マンホールトイレ 整備・運用の考え方

1. 技術概要と整備の現状

(1) マンホールトイレの形式と特徴

マンホールトイレ(写真 3-1)は、備蓄が容易な災害用トイレとして貴重な存在である。

マンホールトイレは上部構造物(パネル・テントや便座・便器)と鉄蓋、そして下部構造に分けることができる。下部構造は、「本管直結型」、「流下型」、「貯留型」がある(表 3-1)。また、本管直結型の一部として、下水道管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる下水を利用してし尿を流す「幹線通過型」もある。

本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管路や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。なお、上下水道耐震化計画に位置付けられている重要施設では、上下流側の上下水道管路の耐震化を進め、マンホールトイレに限らず、水洗トイレが活用できることが望ましい。近年では地震に強い下水道管路の整備が一定程度進んでいることもあり、災害時の下水道管路の被害状況は、東日本大震災において約 1.5%、熊本地震において約 2.7%であった(国土交通省調べ)。貯留型のマンホールトイレは下流側の下水処理施設が被災していたとしても一定期間は使用することができるが、トイレの利用者数をあらかじめ想定し、貯留容量に留意する必要がある。また、流下型及び貯留型のマンホールトイレは、排水管のし尿を流すための水源と送水手段の確保が必要になることも理解しておく必要がある。このように、マンホールトイレの形式によって特徴が異なるため、それぞれの特徴を把握して整備場所を検討する必要がある。

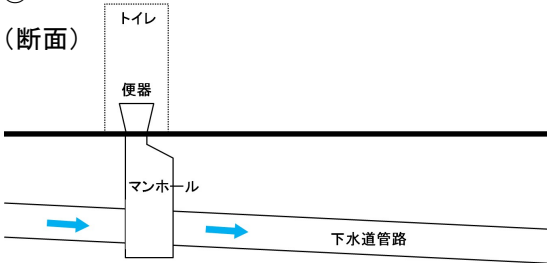
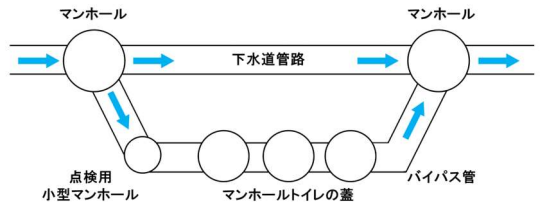
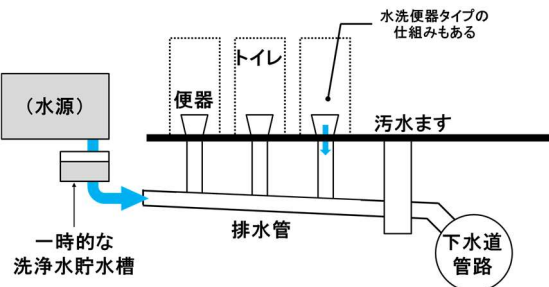


写真 3-1 学校に整備されたマンホールトイレ

*マンホールトイレの特許等について

個々の技術または関連した運用方法には、特許権や意匠権などの知的財産権が存在する場合がありますため、計画・設計の際にはあらかじめ確認を行うことが望ましい。

表 3-1 主なマンホールトイレの形式(例)

形式	概要	概念図	整備場所
本管直結型	[特徴] ①下水道のマンホールに上部構造物(便器及び仕切り施設等)を設置する。 ②下水道管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる下水を利用してし尿を流す。 [メリット] ・ トイレ用水を確保する必要が無い ・ 既に敷設されているマンホールを有効活用できる	① (断面) 	歩道等
		② (平面) 	学校の校庭や公園等
流下型	[特徴] 下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置する。 [メリット] ・ 管路内貯留型に比べて排水管の管径を小さくできる	(断面) 	

形式	概要	概念図	整備場所
貯留型	①管路内貯留型 [特徴] 下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置する。マンホールまたは汚水ます内に仕切弁等を設け、排水管内に一定量の汚水を貯留した後、まとめて下水道管路に流す。 [メリット] - 放流先の下水道管路の状態にかかわらず排水管内の貯留容量に応じて使用することができる - 水源が枯渇したときでも、仕切弁から排水管内のし尿汲み取りと併用することで使用することができる	(断面)	学校の校庭や公園等
	② 流下貯留型 [特徴] 下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置する。排水管の下流側に貯留槽を設けることで一定量の汚水をためることができる。 [メリット] 放流先の下水道管路の状態にかかわらず貯留槽の容量に応じて汚水を溜めることができ、貯留槽からのし尿汲み取りと併用することで繰り返し使用することができる	(断面)	

(2) マンホールトイレの整備の現状

マンホールトイレを整備している地方公共団体は 710 団体、整備基数の総数は約 49,000 基(令和 6 年度末)である。

(3) マンホールトイレ整備に関する財政支援について

国土交通省では、平成 21 年度より「下水道総合地震対策事業」を創設し、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha 以上または想定避難者数が 200 人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)で、地方公共団体の下水道管理者が策定する「上下水道耐震化計画」に位置付けられたものについては、補助率 2 分の 1 で防災・安全交付金事業等の基幹事業として支援している。また、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(マンホールトイレの上部構造の購入等)は効果促進事業を活用することも可能である。

なお、本ガイドラインはマンホールトイレの整備・運用のあり方を示したものであり、防災・安全交付金事業等の交付対象の基準ではない。

参考：

社会資本整備総合交付金交付要綱(抄)(令和 7 年 3 月 31 日 国官会第 25830 号)

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

ロー 7 - (3) 下水道総合地震対策事業

1. 目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

- ①「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ② 3. の③に定める事業を実施する場合は、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載すること。

3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

- ① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設、流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備）
 - (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
 - (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
 - (c) 奄美群島
 - (d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については1島あたり1処理場（計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。
- ④ 以下の施設の耐震化事業
 - (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠
 - (b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにロー7-(2)-②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業
- ⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）

4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

5. その他

- ① 3. の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。
- ② 令和 6 年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

附属第Ⅲ編 国費の算定方法

第 1 章 基幹事業

ロ 社会資本整備総合交付金事業

ロー 7 下水道事業

ロー 7 - (2) 下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ②の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

下水道法施行令

(国庫補助)

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 公共下水道の設置又は改築に要する費用（第三号に掲げる費用を除く。） 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道（以下この項において「特定公共下水道」という。）を除く。）の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。） 当該費用の額に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

2. マンホールトイレの必要数の算定等

マンホールトイレの必要数等は、以下の項目について検討し、算定することが必要である。貯留型については、管内貯留量を把握することが必要になるため、排泄量や必要水量に留意する必要がある。

(1) マンホールトイレを整備すべき施設

マンホールトイレを整備すべき施設は、災害対策基本法に基づいて、市町村が指定する避難所等とする。

主に災害対策基本法第49条の7に定められた指定避難所や、災害対応の活動拠点とし、避難生活や災害対応により、長期に人が滞在する場所から優先的に整備を検討することが望ましい。

災害対策基本法

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2、3 （略）

(2) マンホールトイレの使用想定人数

マンホールトイレの使用想定人数は、避難所等に受け入れる避難者数(収容人数)を、使用想定人数の目安とする。

マンホールトイレの使用想定人数は、避難所等に受け入れる避難者数(収容人数)が目安になるが、第2章2(2)で示したとおり、各種災害用トイレを活用し、トイレの充足度を確保する考え方を踏まえ、マンホールトイレの使用想定人数を検討する必要がある。

(3) マンホールトイレの1基あたりの使用想定人数

マンホールトイレの1基あたりの使用想定人数は、50 人を目安とする。

マンホールトイレの必要数は、スフィア基準を参考として、50 人に 1 基を目安とする(表 3-2)。

表 3-3 に主な災害時における仮設トイレの必要数の例を示す。例えば平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災では 100 人に 1 基を設置した段階でトイレに関する苦情がかなり減り、75 人に 1 基を設置した時点では苦情がほとんどなくなったとされている。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が示す緊急事態における数量の目安は「第 1 案 1 世帯 1 個」「第 2 案 20 人にあたり 1 個」と記されている。また、スフィア・プロジェクト(The Sphere Project)^(注1)においては、一次避難所における最低トイレ数を 50 人に 1 個としている(図 3-1)。

表 3-2 避難者数とトイレの必要数の目安

避難者数	100 人	500 人	1,000 人
マンホールトイレ数	2 基	10 基	20 基

(参考) マンホールトイレの 1 日あたりの利用可能人数について

中央防災会議の資料によると、マンホールトイレの 1 基 1 時間あたりの最大供給可能回数は 30 回である。1 日のトイレ使用時間を 16 時間(24 時間－睡眠 8 時間)に仮定すると、480 回(30 回×16 時間)となる。災害時の排泄回数を 5 回とすると、1 日あたりの利用可能人数は 96 人(480 回÷5 回)と算定することができる。

マンホールトイレ等の 1 基 1 時間あたり最大供給可能回数=30 回/基・時間

マンホールトイレ等の 1 基 1 時間あたり最大供給可能回数

= 1 時間/1 回あたりし尿排泄所要時間

(1 回あたりし尿排泄所要時間は、1 日あたり平均所要時間[8 分]と 1 日あたり平均回数[5 回]より 1.6 分/回と求まるが、トイレ使用の交代に係る時間も考慮し、2 分/回とする。)

(出典：帰宅行動シミュレーション結果に基づくトイレ需給等に関する試算，中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」)

(参考) 仮設トイレの必要数について

表 3-3 災害時における仮設トイレの必要数

	仮設トイレ数	備考
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基 ^{*1}	苦情がほとんどなくなる
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基 ^{*1}	混乱はない
雲仙普賢岳噴火災害	約 120～140 人に 1 基 ^{*1}	不足気味である
参考：UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）	第 1 案 1 世帯あたりトイレ 1 基 第 2 案 20 人あたり 1 個室 第 3 案 100 人あたり 1 個室または 1 排泄区域	備考：5000 人あたり公衆衛生専門家 1 人、500 人ごとに公衆衛生補助員 1 人配置すること

*1 出典：震災時のトイレ環境の確保、震災時のトイレ環境の確保のあり方に関する調査研究委員会

(参考)

スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準 日本語版，第 4 版より一部抜粋

し尿管理基準 3.2 : トイレへのアクセスと使用

人びとは十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安心して安全にいつでもすぐに使用することができる。

基本指標

共用トイレの割合：20 人につき、最低一つ

ガイダンスノート

突然起こる機器の初期段階では、迅速な解決策として共同トイレは 50 人に最低 1 基とし、可能な限り速やかに状況を改善とする。中期段階になると共同トイレは 20 人に最低 1 基とし、女性用と男性用の割合が 3 対 1 となるようにする。

出典：スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準 日本語版，第 4 版

※注1 スフィア・プロジェクト

NGO のグループと赤十字・赤新月社運動によって、人道援助の主要分野全般に関する最低基準＝スフィア・ハンドブック＝を定める目的で 1997 年に開始された。ハンドブックの目的は、災害や紛争における人道援助の質、及び被災者への人道援助システムの説明責任を向上させることである。「人道憲章と人道対応に関する最低基準」は、多くの人々と援助機関の経験に基づき作成されたものである。よって、特定の援助機関の見解のみを示したものではない。

(出典：スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準 日本語版，第 4 版)

(4) 確保すべき水源

マンホールトイレの使用に必要な水源は、学校のプール水、雨水・下水再生水（貯水槽）、井戸水、池・河川水等から確保することが考えられる。

マンホールトイレの使用には、便器の洗浄やし尿の貯留、流下のための水源が必要になる。主な水源としては、学校のプール水、雨水・下水再生水、井戸水、池・河川水が考えられ、地域の状況に応じて適切に選択する必要がある。

なお、プールの水を利用する際は、防火用水としての活用の有無を確認する必要がある。井戸水の場合は、「災害時地下水利用ガイドライン」^(注)を参考に災害用井戸も選択肢の一つとして考えられる。利用する場合は、地震により水脈が変わることや、地震による懸濁でポンプの詰りを起こすことがあることを考慮する必要がある。池・河川水を利用する場合も地震による懸濁を考慮する必要がある。

併せて、マンホールトイレまでの送水方法について、ポンプ等の器具を用いることを検討する必要がある。その際、電気が使えない場合を想定し、手押しポンプを導入することも考慮する必要がある。

下水道管路直結型以外は、し尿を本管に移送するための水が必要である。必要な水量については、流下型や貯留型等の形式に応じて異なるため、別途確認が必要である。メーカーヒアリングによれば、し尿流下に必要なおおよその水量は、概ねマンホールトイレ 5 基の場合 $1 \text{ m}^3/\text{日}$ と想定される。なお、プールの貯水量は、25m プールの場合（幅 12m の長さ 25m の深さ 1.2m）、約 360 m^3 の貯水量があるため、洗浄水として活用することが期待できる。

注 1 災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～

（内閣府官房水循環政策本部事務局 国土交通省水管理・国土保全局水資源部, 2025）

令和 6 年能登半島地震の経験や教訓を踏まえ、災害時の代替水源確保のための実効的な取組を推進するため、本ガイドラインをとりまとめた。

災害用井戸の整備に活用できる補助制度もまとめられているため、本ガイドラインを参照されたい。

（URL : <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/content/001879780.pdf>）

(5) 上部構造物等の保管場所

上部構造物等は、迅速に設置が可能な場所に保管する。

パネル・テントや便座・便器等の上部構造物や備品は、迅速に設置が可能となるよう下部構造物の近くなどの防災倉庫等に保管することが望ましい。その際、防災倉庫等の分かりやすく、取り出しやすい場所に保管するとともに、マンホールトイレ以外の備品と一緒に保管する場合は、防災倉庫内の保管状況の見取り図を作成することが望ましい。

(6) その他

1) 放流先の下水道管路等の能力

放流先の下水道施設の流下能力と耐震化の状況を確認する。

マンホールトイレの形式を検討する際には、マンホールトイレの放流先の下水道施設の流下能力や耐震化の状況を確認する必要がある。確認した結果を基に、地域の状況に応じて形式等を検討することが望ましい。

2) 作業時の動線の確保

作業用の車両や緊急車両の動線の確保に配慮する。

貯留型のマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、くみ取りが必要になる場合がある。このため、くみ取りを行うためのバキューム車の進入経路と作業性を確認しておくことが望ましい。

(参考) 検討結果の取りまとめイメージ

マンホールトイレの必要数等については、例えば、表 3-4 の用にとりまとめておくことにより、今後の整備・運用や関係者との情報共有の際に役立てられる。

表 3-4 マンホールトイレ整備の検討事項の取りまとめ方(例)

避難所 (施設名)	収容可能人員	トイレ数 (基)	水源		送水方法	保管場所
	体育館(人)		種類	貯水量(m ³)		
●●小学校	600	7	プール水	360	手押しポンプ	●●小学校内 防災倉庫
××小学校	600	7	プール水	360	手押しポンプ	●●小学校内 防災倉庫
▼▼小学校	600	7	雨水	15	手押しポンプ	●●小学校内 防災倉庫
◆◆公民館	300	4	雨水	15	手押しポンプ	●●自治会 防災倉庫
〇〇体育館	600	7	下水再生水	100	自家発電ポンプ	●●体育館 防災倉庫

3 快適なトイレ環境の確保に向けて 配慮することが望ましい事項

災害対策基本法では、地方公共団体は被災者の心身の健康の確保、要配慮者に対する防災上の必要な措置に関する事項等の実施に努めなければならないとされており、防災基本計画においては、市町村は避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとされている。被災者にマンホールトイレを安心して使用してもらうために、計画時に配慮すべき事項を以下に示す。

災害対策基本法

第一章 総則

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十五 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十七 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

防災基本計画（令和7年7月）

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 安全・安心面の配慮

女性や子どもにとっては、トイレの夜間使用は性犯罪等に巻き込まれる可能性があるなどの危険が伴ったり、高齢者にとっては、暗がりで見えにくいことで転倒リスクが発生するなどの問題がある。そのため、安心・安全面においては、下記の事項に配慮することが望ましい。

【配慮することが望ましい事項】

◆配置

- ☐ 避難所の居住エリアの近くなど、利用しやすい場所に設置する
- ☐ トイレは人目につきやすい場所に設置する
- ☐ 男女別を基本とし、男女の出入口の向きを変えるなど、動線を分けて設置する
- ☐ 車いすでもアクセスできる配置にする

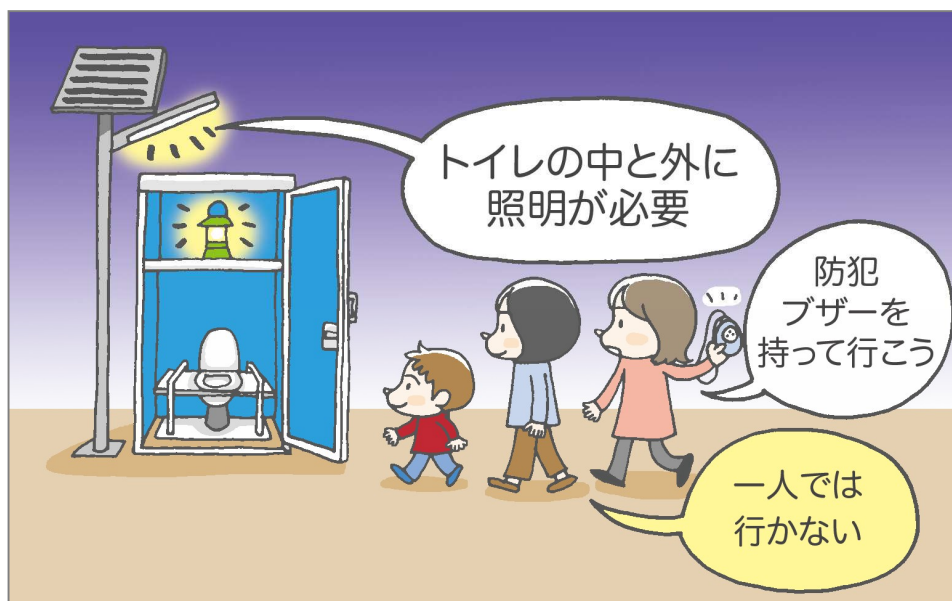
◆空間・設備

- ☐ トイレブースは想定される風雨等に耐えられるものとし、施錠等により外から容易に開けられないようにする
- ☐ トイレの中と外に照明をつける
- ☐ 上屋は使用者のシルエットが見えないようにする
- ☐ フックや棚、サニタリーボックス等の荷物が置ける棚を設置する

◆運用

- ☐ 女性用のトイレを男性用に比べて多くする
- ☐ 女性や子ども等のために防犯ブザーを設置、または配布する
- ☐ トイレには一人で行かないように声かけを行う
- ☐ 女性や子ども等に意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める





（２）要配慮者への配慮

東日本大震災では、震災関連死で多くの高齢者が亡くなっており、その大きな理由の一つとして「避難所における生活の肉体的・精神的疲労」が挙げられる。また、車いすの方など様々な方が利用できるようにユニバーサルデザインの考え方に従って、トイレ環境を確保するべきである。高齢者、障がい者等の要配慮者の負担を軽減するために、下記の事項に配慮することが望ましい。

【配慮することが望ましい事項】

◆配置・スペース

- ☐ 車いす等で利用できる広いトイレは、避難所内の居住スペースに近い場所に設置する
- ☐ トイレまでのアクセスに障害がないように配慮する（障害物、段差、ぬかるみ等）
- ☐ 高齢者等の待合スペース（腰かけ等）を設置する

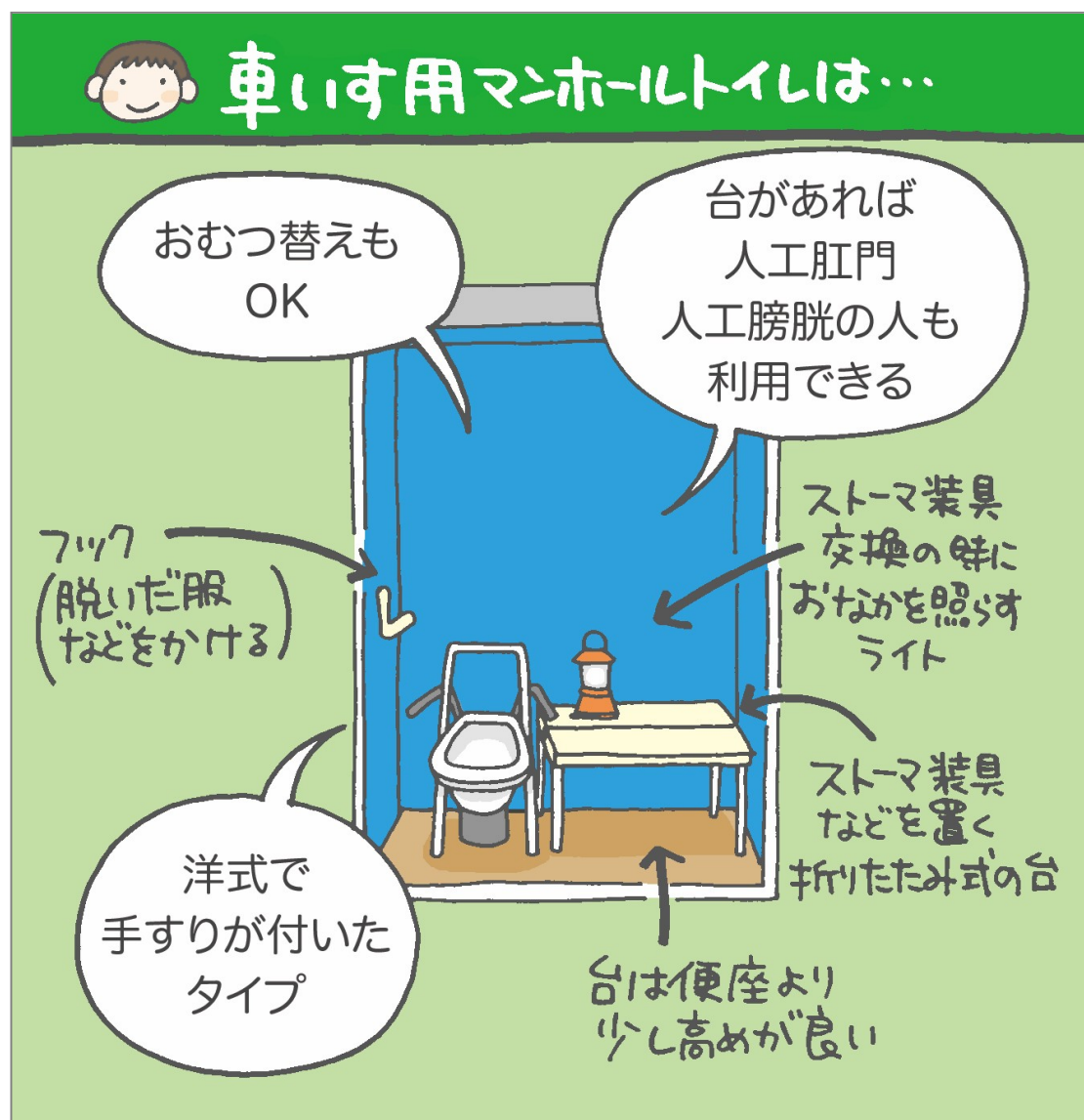
◆空間・設備

- ☐ 車いす用トイレを一つ以上設置する
- ☐ 手すりや背もたれ等を設置する
- ☐ 人工肛門、人工膀胱^(注) 保有者やおむつ交換用の折り畳み台とライト等を設置する
- ☐ フックや棚、サニタリーボックス等の荷物が置ける棚を設置する
- ☐ 待合スペースや雨風・日除け対策等、高齢者等への対応を検討する

◆運用

- ☐ 犯罪防止及び緊急呼出しのための防犯ブザーを設置または配布する
- ☐ トイレに行くことを我慢しないよう、声かけを行う
- ☐ 女性や要配慮者などに意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める





(※注) ストーマ装具について

様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを『人工肛門・人工膀胱(総称して「ストーマ」)』と呼ぶ。排泄の管理は、ストーマ装具(面板とパウチ)を用いて行う。面板はストーマ周囲の皮膚に粘着する部分、パウチは排泄を受ける袋のことを指す。

(引用: 公益社団法人日本オストミー協会ホームページより)

<http://www.joa-net.org/~ストーマ装具について.html>)

(3) 衛生面の配慮

避難所では、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス、ノロウイルスが原因となった集団感染などのリスクがあるため、感染制御が重要となる。そのため、衛生面においては、下記の事項に配慮することが望ましい。

【配慮することが望ましい事項】

◆配置

- トイレの近くに手洗いができる環境を整備する
(難しい場合は、ウェットティッシュ等でも可)
- 石鹸や手指消毒液を設置する
- トイレ使用後の手洗いを徹底するためのポスター等を掲示する

◆空間・設備

- トイレットペーパーやサニタリーボックス等を設置する
- トイレ室内に防虫・除虫剤(蚊・ハエ等対策)を設置する
- 臭気対策として、室内の換気を適宜行うとともに、必要に応じて消臭・芳香剤を設置する

◆運用 (トイレ清掃は資料編③参照)

- トイレ清掃は当番制とするなど組織的に行う
- トイレの清掃方法を掲示する
- トイレの清掃用具等を準備する
- トイレ清掃を行う際は、使い捨て手袋や作業着を着用する



4. 事前準備・訓練

- 住民自身で、組立から使用・維持管理までを担えるよう、毎年の防災訓練の際に、マンホールトイレの設置訓練を実施する。
- マンホールトイレの役割や使用・維持管理方法について、マニュアルやポスター、DVD、インターネット上の動画等を活用し広報する。

発災時は、その場にいる人で役割分担を行い、設置場所の安全確認、マンホールトイレに必要な設備の機能確認、そして衛生的に維持管理をするための運用確認が必要である。そのため、マンホールトイレの整備後は定期的な訓練が必要になる。訓練は、施設管理者や自主防災組織等のマンホールトイレを運用する者による防災訓練の一環として、年に1回以上実施することが望ましい。訓練の主な内容として以下の5つが挙げられる。

(1) 使用可否の判断の訓練

- ・マンホールトイレ周辺の地盤に異常がないかを確認する
(地盤沈下等が起きている場合は、管理者の判断を仰ぐ)
- ・下水道施設が被災したことなどにより、下水道管理者からマンホールトイレの使用中止の要請があった場合は使用を中止する

(2) マップを用いたマンホールトイレ整備場所の広報

- ・マンホールトイレの整備場所をマップに落とし込み可視化する
- ・マップを活用して平時からマンホールトイレの存在や仕様を周知する

(3) 組み立て訓練

- ・上部構造物や備品の保管場所を確認する
- ・マンホール蓋の開閉器具の保管場所を確認する
- ・実際にマンホール蓋を開け、上部構造物を組み立てる

(4) 設備の劣化状況等の把握

以下の設備の劣化状況や正常に動作するかなどを把握する

- ・マンホール蓋の開閉
- ・水源や送水方法、ポンプ設備の作動
- ・貯留型における貯留弁の開閉
- ・トイレ室の錠や照明等の備品

(5) 清掃方法や頻度の確認（参考：資料編③）

- ・訓練に使用する備品等を確認する
- ・トイレの清掃方法を確認する

マンホールトイレの役割や設置場所、使用・維持管理方法について、看板やマニュアル、ポスター、DVD の配布、インターネット上の動画等を活用して広報活動を行うことも望ましい。さらに、配慮すべき改善点を見つけ、あらかじめ使用に慣れてもらうため、イベントや訓練等の機会を通じて、実際にマンホールトイレを使うことも有効である。また、訓練の際には、災害時のトイレ問題による健康被害のおそれを周知し、トイレに対する抵抗感を無くせるよう合わせて啓発することが望ましい。

(参考) 神奈川県横浜市マンホールトイレ使用方法の啓発動画
(<https://www.youtube.com/CityOfYokohama/>)



ホームページへの
QR コード



(参考) イベント等におけるマンホールトイレの使用事例



お花見会場で使用（東京都墨田区）



クロスカンントリー大会で使用（岐阜県恵那市）



マラソン大会で使用（福岡県北九州市）



地域のお祭りで使用（宮城県東松島市）

5. 使用後の片づけ

災害時に使用したマンホールトイレを撤去する際や、防災訓練等で使用した後には、次に使う実際の災害時を想定して、迅速かつ衛生的に使用できるよう適切な清掃や上部構造物、備品の保管等を行うことが重要である。このため、下記の事項を行うことが望ましい。

(1) マンホール・管路・貯留槽等の清掃について

- ・マンホール内は、マンホールの上から注水したり高圧洗浄を用いたりするなどし、付着した汚物を洗い落とす。
- ・マンホールトイレ用のマンホール蓋は隙間の無いよう忘れずに閉じる。
- ・管路内は、使用時に管路内を洗い流す方法と同様に上流から注水し、汚物を下水道本管まで流す。管路内の洗浄状況によっては、複数回行う。上流に貯水槽を設けている場合は、清掃終了後に必要な水量を貯水槽に補充しておく。
- ・管路内での害虫の発生が懸念される場合は、時期をあけて管路内が乾燥した状態になった後に、防虫剤を散布する。
- ・貯留槽内は、注水したり高圧洗浄を用いたりするなどし、付着した汚物を洗い落とした後、バキューム車で洗浄排水を吸引する。
- ・マンホールトイレ設置箇所の周辺には、汚物やトイレットペーパー等が散乱していることもあるため清掃する。

(2) 上部構造物(上屋、便座、便器等)、備品について

- ・上部構造物(上屋、便座、便器等)は洗浄・消毒し、乾燥させた後に保管する。なお、付着した汚物が衛生的に洗浄できない場合や破損している場合には、処分するとともに、新品を確保する。
- ・トイレットペーパーや防虫・除虫剤等の使用した備品は不足分を確実に補充する。
- ・ライトや防犯ブザー等は電池の残量、破損の有無も確認する。
- ・備品管理簿を作成している場合は、保管時の状況を記録する。

(3) 迅速な設置を行うための留意事項

- ・迅速にマンホールトイレが設置できるよう上部構造物や備品は、防災倉庫等の分かりやすく、取り出しやすい場所に保管し、定期的な点検を行う。
- ・マンホールトイレ以外の備品と一緒に保管する場合は、防災倉庫内の保管状況の見取り図を作成する。

6. マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条

マンホールトイレの整備・運用に関する要点を 7 箇条としてまとめた。7 箇条は快適なトイレ環境づくりに必要となる主な配慮事項を、「整備計画時」「避難所開設時」「避難所開設後運用時」「片づけ時」の 4 つの段階に分けて整理したものである。

マンホールトイレの整備・運用に携わる主体は、本ガイドラインに示した 7 箇条を参考にして、独自にチェックリストを作成していただきたい。

7 箇条は、必要に応じてコピーやラミネートを施し、日頃から人目につくところに掲示しておくことが望ましい。

表 3-5 7 箇条の掲示場所の例

段階	ポイント	掲示場所
整備計画時	快適なトイレ環境のあり方の検討	地方公共団体の関係部局、 備蓄倉庫 等
避難所開設時	迅速な設置と機能性の確保	備蓄倉庫、トイレ 等
避難所開設後 運用時	安全性や快適性を高める	運営事務所、避難所の出入口、 マンホールトイレ本体、 トイレの動線(並び場所) 等
片づけ時	次の使用を想定した衛生面の配慮	備蓄倉庫

また、マンホールトイレの整備・運用に関して地方公共団体の実績から得られた課題や改善方法を留意点として整理した「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト」^(注)も参考いただきたい。

注 マンホールトイレの整備・運用チェックリスト

(国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ, 2025)

(URL : <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001964799.pdf>)

マンホールトイレ

整備計画時の7箇条

整備計画時

避難所開設時

避難所開設後
運用時

片づけ時

ポイント: 快適なトイレ環境のあり方の検討

チェック

- ☐ トイレは**人目につきやすい場所**に設置する
- ☐ 車いす用の広いトイレは、**避難所に近い場所**に必ず一つは設置する
- ☐ トイレまでの**アクセスに障害がない**ように配慮する
(障害物、段差、ぬかるみ等)
- ☐ トイレブースは**想定される風雨等に耐えられるもの**とし、施錠等により**外から容易に開けられない**ようにする
- ☐ トイレの中と外に**照明**を設置し、中のシルエットが見えないものとする
- ☐ 人工肛門、人工膀胱保有者やおむつ交換の**折り畳み台等**を設置する
- ☐ 定期的にマンホールトイレの使用訓練を実施する

マンホールトイレ

避難所開設時の7箇条

整備計画時

避難所開設時

避難所開設後
運用時

片づけ時

ポイント: 迅速な設置と基本的な安全性・機能性の確保

チェック

- ☐ 女性用のトイレを**男性用に比べて多く**する
- ☐ 男女の出入口の**向きを変える**など、動線を分ける
- ☐ トイレブースは施錠等により**外から容易に開けられない**ようにする
- ☐ トイレに**照明**を設置する
- ☐ トイレへの動線に**段差や障害物がない**ようにする
- ☐ トイレトペーパー等の**荷物が置ける棚や、サニタリーボックス、フック等**を設置する
- ☐ トイレの近くに**手洗い**ができる環境を整備し、**石鹸や手指消毒液**を設置する

マンホールトイレ

避難所開設後運用時の7箇条

整備計画時

避難所開設時

避難所開設後
運用時

片づけ時

ポイント: 安全・安心及び快適性の向上

チェック

- ☐ **犯罪防止及び緊急呼出し用のために防犯ブザーを設置または配布し、一人でトイレには行かないよう声かけを行う**
- ☐ **待合スペースや雨風・日除け対策など、高齢者等への対応について検討**
- ☐ **トイレに行くことを我慢しないよう、声かけを行う**
- ☐ **トイレ使用後の手洗いの徹底や防犯のためのポスター等を掲示する**
- ☐ **トイレ清掃は当番制とするなど組織的に行い、清掃方法を掲示する**
- ☐ **清掃にあたっては、使い捨て手袋や作業着等を着用する**
- ☐ **女性や要配慮者等に意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める**

マンホールトイレ 片づけ時の7箇条

整備計画時

避難所開設時

避難所開設後
運用時

片づけ時

ポイント: 次の使用を想定した衛生面の配慮

チェック

- ☐ **マンホール・管路内を高圧洗浄等で清掃する**
- ☐ **貯水槽には必要な水量を補充する**
- ☐ **マンホールトイレ設置箇所の周辺を清掃する**
- ☐ **上屋、便座、便器は洗浄・消毒し、乾燥後に保管する（衛生的に洗浄できない場合等は処分し、新品を確保する）**
- ☐ **トイレットペーパーや防虫・除虫剤等の使用した備品は不足分を補充する**
- ☐ **ライトや防犯ブザー等は電池の残量、破損の有無も確認する**
- ☐ **上屋や備品等は分かりやすく、取り出しやすい場所に保管する**

資料編

＜資料編①＞ マンホールトイレの導入例

（１）熊本県熊本市 平成 28 年熊本地震で多くの避難者が使用

1. 平成 28 年熊本地震での活用例

平成 28 年熊本地震において、避難所では、トイレ不足が深刻な問題となった。その中で、前年度に熊本市内の避難所である 4 つの中学校に整備されていた流下型のマンホールトイレが活躍した。設置に際しては、学校側が上下水道局へ要請し、下水道部局の職員が直接設置した。

避難所のトイレは和式トイレが多いのに対し、マンホールトイレは洋式であることや仮設トイレに比べて段差が無いこと、掃除がしやすいことで、利用者に好評であったことから、上水道の復旧後も避難所が閉鎖されるまで使用が続けられるケースもあった。一方で、マンホールトイレまでのアプローチに階段等の段差があり、苦慮したという意見や、夜間は足元が暗く心配だったという意見もあった。



マンホールトイレ設置状況

2. 避難所でのマンホールトイレ利用における工夫

①運用面での工夫

熊本市内で実際に使用されたマンホールトイレは、避難所である中学校のプール水等を使用し、最上流部の注水用マンホールから水を流し、管路部に溜まったし尿を下水道本管に自然流下させる仕組みである。

熊本地震の際は、朝方など使用頻度が高い時には、1時間毎にバケツ5杯程度の注水を行った。また、マンホールシューター※に便が付着するため、マンホールトイレがより清潔に保たれるよう各便器の脇に水を入れたバケツを準備し、使用後に便器から水



を流す工夫も行われた事例があった。

また、強風によるテントの転倒防止対策として、各中学校にて土嚢等を重しに使い、テントの固定を講じる事例もあった。

② 衛生面の配慮

ある中学校では避難所対応にあたり、避難者に対する衛生面に配慮するために、避難所トイレ班を設け、定期的に各便器から水を流すことやアルコールによる殺菌消毒など、清掃を徹底することで衛生を保った。



マンホールトイレ使用状況

③ 発災時におけるマンホールトイレの運用・管理方法

発災時のマンホールトイレの運用は、基本的に避難所担当職員および校区防災連絡会によるものを想定している。しかしながら、発災時には、その他の避難所運営に追われることが予想されるため、「災害時支援協定」により、熊本市上下水道サービス公社と日本下水道管路管理業組合による支援体制を構築している。

また、使用後については上下水道局職員及び日本下水管路管理業協会にて清掃及び消毒を行い、再度納品することとしている。

3. 今後の課題

今後マンホールトイレ整備が拡大する過程で地震が発災した際、市内一円に点在する避難所へのマンホールトイレの速やかな設置や衛生面に配慮した運用が可能ななどの課題もある。

4. マンホールトイレのPR・広報活動

防災関連イベントや地域イベント等での啓発活動、年に一度実施される実動訓練に加え、地域独自の防災訓練に年 15 回ほど(令和元年度実績)参加し、マンホールトイレの設置などの指導を上下水道局が上下水道サービス公社と共に行っている。

また、小学校の運動会や地域の体育祭においてもマンホールトイレを活用している。通常の研修や訓練は組立展示で終わってしまうが、運動会では実際に使用すること

ができるため、発災時におけるマンホールトイレの活用をイメージしやすいことが利点である。

さらに、マンホールトイレの設置場所を示すためにマンホールトイレマップを作成し、熊本市上下水道局のホームページ上で公開している。

5. 下水道部局と防災部局等の役割分担

東日本大震災後に、下水道総合地震対策事業を活用してマンホールトイレ整備を進めていくこととなったため、設置場所の選定、上屋等も含めた整備は上下水道局が実施している。加えて、上屋等の資機材の定期点検、避難所担当職員や施設管理者に対する講習会も上下水道局が行っている。資機材の保管場所(分散備蓄倉庫)の確保、管理は防災部局が担当している。

年に1回、マンホールトイレ整備における調整のためのマンホールトイレ整備計画連絡調整会議を上下水道局主催で実施しており、防災部局も参加している。

発災直後の迅速なマンホールトイレの設置・運用

熊本地震では、震度7の前震・本震発生により、市内広域でライフラインに被害が発生し、熊本市内だけで最大避難者数11万人に及び、各避難所では1週間近く断水が続く状況でした。本市上下水道局としても上下水道の応急復旧に尽力する中、迅速にマンホールトイレを設置し、学校関係者やボランティアの方々の協力を得ながら運用することができました。

今後は、「熊本地震」で使用した実績と経験を活かし、マンホールトイレの整備・運用について、地域住民に対して広くPRしていきます。

(熊本市上下水道局維持管理部管路維持課長 白岩武樹)



（２）宮城県東松島市 東日本大震災で約９００人の避難者が利用

1. 東日本大震災で活躍

東松島市では、平成 20 年から管路施設の耐震化とマンホールトイレの整備を進めており、マンホールトイレは、貯水槽の水を手押しポンプで汲み上げ、し尿を下水道管路へ流すことができる下水道管直結流下方式を採用した。東日本大震災の際には、2 箇所ですべて実際に避難所トイレとして使用された。段差がなかったことや臭気の問題が無いことなどのマンホールトイレのメリットが発揮され好評だった。



矢本第一中学校 9 基設置



大塩市民センター4 基設置

2. マンホールトイレ改善への取り組み

東日本大震災での経験や、各関係機関のご意見、目黒星美学園女子生徒達が生徒達が考えたトイレ環境の提案を参考とし、マンホールトイレの機能改善を行った。

- テント式建屋は風による倒壊や、プライバシーの確保が出来なかったことなどからパネル式(鍵付)とし、内部には人感式LDEライト、棚、女性用には防犯ブザー、擬音装置、サニタリーボックス、外にはソーラー式照明設備2基を設置
- 男女の区別をするためにパネルの色分け、男女の入口位置の分離、男女の比率を3:7に変更、小便器を設置
- トイレの使用方法を写真を使った内容としトイレ内部等に掲示、衛生面を考慮した清掃品、薬品等を配置

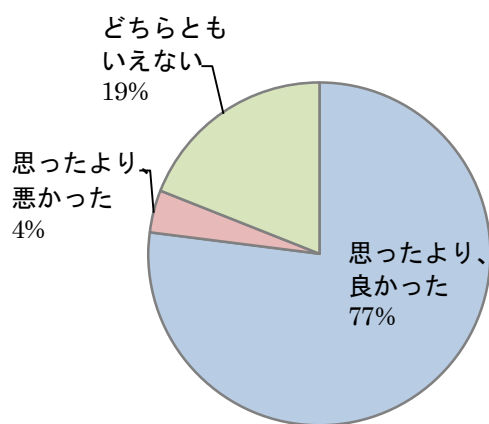
当初から、マンホールトイレの設置運営は自主防災会や教員等が行うこととし、防災訓練等で啓発を実施していたため、東日本大震災時には自主的に設置・運営がなされた。更なる市民への啓発活動として、トイレを実際に使ってもらうことを通じて使用方法等を周知でき、また改善したトイレの実証もできることから、イベントでの使用を行うこととした。



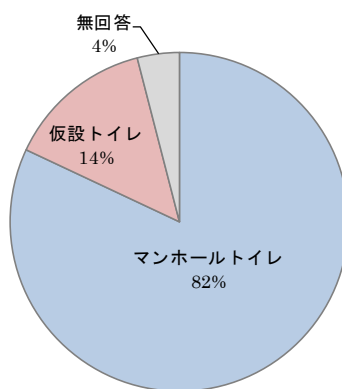
3. マンホールトイレの啓発活動

東松島市では、平成 29 年度に行われるイベント（全 4 回）にマンホールトイレを設置し、延べ約 580 人にトイレを使用いただき、アンケートは 151 人から回答を得た。

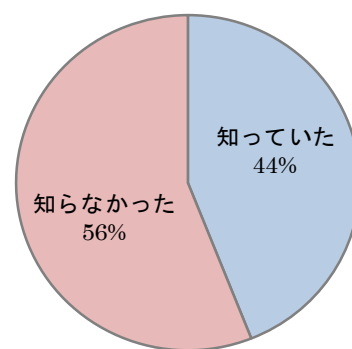
回答内容は、「快適で、綺麗、安心感がある」「臭いが無い」など良かったとの感想が 77%だった。反面、はじめは和式を併設していたものの、汚れやすいことから、2 回目以降はすべて洋式とした。また、「小便器があると良い」との意見から試作品を使用した。一番多かった意見は、マンホールシューターに「トイレットペーパーが張り付く」「尿の付着が気になる」ということだった。その他、「鍵の表示が小さい」「柵が高く小さいためフックのようなものがあると良い」という意見もあった。



利用した感想は？



災害時使いたいのは？



マンホールトイレを知っていましたか？

また、小学校の運動会や中学校の体育祭、文化祭でも使用していただいている。その際、校内アナウンスで参加者に周知を行うとともに、市の職員が一人ひとりに直接声がけを行うなど、マンホールトイレの周知を図っている。マンホールトイレの運営は市の職員が主導して行っているが、学校の職員や保護者の方々にも協力してもらっており、今後は設置や維持管理を含め、教職員と保護者で運営してもらうことを目指している。

こうした啓発活動の結果、令和 3 年 1 月、低温のため矢本東小学校の校舎内の水道管が凍結し、トイレが使用できない状態となり、教職員からマンホールトイレ設置要請があった。マンホールトイレは 5 基（男子 2、女子 3）設置し、体育館のトイレと併用することで混乱なく使用された（体育館のトイレ（男子小 2・

大2、女子3)は使用できた)。地震や浸水被害以外の緊急事態においてもマンホールトイレが活用されるほど、周知・啓発が図られているものと言える。

4. 下水道部局と防災部局等の役割分担

東松島市では、マンホールトイレの整備、点検や維持管理は、下水道部局が行っている。ただし、下水道部局のみで維持管理を行うのは難しいので、自主防災会と連携を取っている

住民主導によるマンホールトイレの設置・運用

東日本大震災では、職員は発災から3日間程度は、被害調査等の業務はまったく出来ませんでした。しかし、マンホールトイレに関し整備後に自主防災組織に説明を行い、自主的に運用方法を身に付けてもらっていたため、住民主導でマンホールトイレ(2箇所)の設置・運用してもらうことができました。

掃除は学校の先生等やセンター職員が中心となり実施していただき、臭気の問題もなく使用してもらうことができました。また、段差がないため、特にお年寄りに好評でした。

(東松島市建設部 小田島毅部長)



(3) 神奈川県横浜市

1. マンホールトイレの整備の考え方

市職員による阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の調査や支援を通じて、災害時におけるトイレ環境の確保の重要性が認知されており、市内の地域防災拠点 459 箇所すべてにマンホールトイレを整備することを目標にしており、令和元年度末に 278 箇所の整備が完了している。

地域防災拠点におけるマンホールトイレの整備位置は、設計担当部署(管路保全課)が候補を検討し、学校管理者、地域住民、区役所の危機管理担当と相談の上、決定するようにしている。なお、横浜市下水道 BCP に基づき、震災時のトイレ機能確保として、下水道担当部署が一丸となり、流末枝線管渠の耐震化、マンホールトイレの整備、地域防災拠点流末枝線下水道台帳づくりを一体的に取り組んでいる。

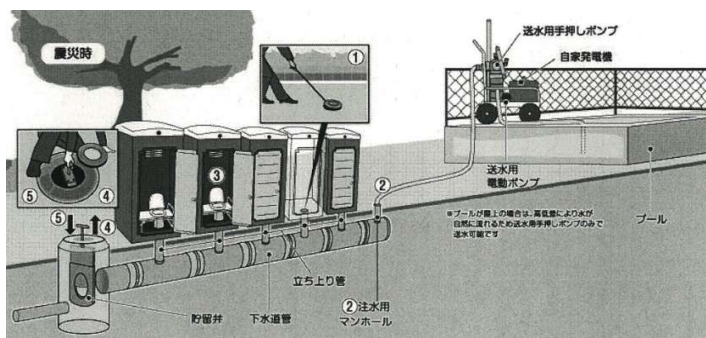
2. マンホールトイレの特徴

マンホールトイレの特徴を以下の 4 つに整理している。マンホールトイレに流す水は、プールの水や耐震性貯水槽の水を用いることとしている。

	項目	内容
1	高い耐震性	耐震性の高い管を採用している
2	衛生的	使用後に、し尿を直接下水道に流すことができる
3	バリアフリー設計	すべてのトイレを洋式とし、入口の段差がないようにしている。また、このうち 1 基は障害者が使用できるように設計している
4	高い節水効果	使用前に 800 リットルの水を給水し、約 500 回(5 基)使用後に貯留弁を開けて下水道管路に排水するため、1 回あたりの水使用量は 1.6 リットル程度となる

3. マンホールトイレの啓発

避難所内のどこにマンホールトイレを設置するかは、下水道を所管する環境創造局が住民の意見を聞いた上で決定しており、工事発注前から地元住民に周知している。整備状況についても、横浜市のホームページにおいて一覧表で公開している。



出典：横浜市環境創造局管路保全課「災害時下水道直結式仮設トイレの通称名等の決定について」2015 年 9 月 16 日

ホームページ
への QR コード

マンホールトイレの整備後に地域の防災訓練において使用方法の説明を実施し、次年度以降は、地域が主体的に実施するようにしている。地域に啓発するツールとして、環境創造局ではマンホールトイレの使用方法を解説した DVD を作成している。また、動画共有サイトの YouTube でも動画を公開している。さらに、マンホールトイレの使用方法等を説明できる人員「愛称:ハマッコトイレマイスター」を育成しており、143 人に認定証を交付している。

4. 下水道部局と防災部局等の役割分担

マンホールトイレの上屋や便器は、公衆トイレを管理している資源循環局が確保し、地域防災拠点にこれらを貸与することで保管・点検を行っていただいている。上屋や便器を収納する各防災拠点の防災倉庫は総務局の管轄となっている。下部構造の整備、維持管理は、下水道整備を担う環境創造局が行っている。これらの役割分担については、資源循環局、環境創造局および総務局に加え、教員委員会で協議の結果、決定した。

（４）岐阜県恵那市

１．マンホールトイレの整備の考え方

恵那市では、平成 26 年度より、恵那市下水道総合地震対策計画の減災対策として、避難所に指定されている市内の小学校に災害用マンホールトイレの整備を進めている。

２．明智小学校での使用体験

明智小学校では、平成 26 年度からマンホールトイレ 2 基を、日本大正村クロスカントリーの際に使用している。参加者からは、「実際にどうなっているのかわからないので利用するのは良い」「子どもに体験させたい」「仮設トイレのように段差がなくて良かった」という声が上がった。また、企業と話し合い、試行錯誤しながら開発した男性用小便器も運用しており、トイレの回転率の向上や飛び散りの防止による衛生的な利用を図っている。利用後には管内やトイレを設置した周辺の清掃を行っている。



３．大井第二小学校防災学習会

大井第二小学校では、PTA研修委員会が企画した、防災学習会で、消火体験や非常食の実食とともに、マンホールトイレの啓発・設置体験を行った。この防災学習会は、授業の一環として行われ、5・6年生児童と教師、保護者が参加。マンホールトイレの設置体験が、学校・PTA側から要請され、自主的に開催されたことは、マンホールトイレに対する期待の現れだと感じている。



４．恵那市総合防災訓練での設置体験

毎年9月1日に行っている、恵那市総合防災訓練では、地域の方とともに、マンホールトイレの設置体験を実施している。実際の災害では、地域住民にマンホールトイレを設置してもらう必要があり、使い方とともに、実際に設置してみることも大切な体験だと考えており、今後も、継続的に実施していき、災害の際に役立てていきたい。

（５）京都府長岡京市

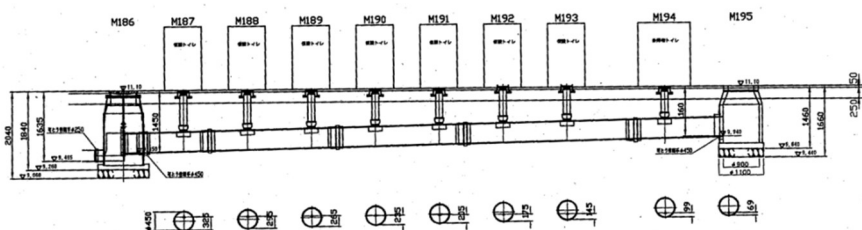
1. マンホールトイレの整備の考え方

長岡京市は、地域防災計画及び長岡京市下水道地震対策緊急整備計画に基づき、一時避難場所となる市内全 14 の小中学校や市内の避難者数 500 人程度の公共施設（中央公民館、スポーツセンター等）に、平成 29 年度末で 246 基のマンホールトイレを整備している。長岡京市は平成 7 年の阪神・淡路大震災の際に直接支援に、職員の多くが現場に入り救援活動を行っていたことがあり、その経験から災害時に使用できるトイレの確保の必要性を感じ、現在のマンホールトイレ整備に至っている。京都府全体では公園等にマンホールトイレの導入を進めているが、学校内への整備は府内で長岡京市が最初である。

2. マンホールトイレの特徴

長岡京市では貯留型のタイプのマンホールトイレであり、マンホール蓋を外した上に備蓄されたテント型の上屋及び便座・便器を組み立てて設置する形となっている。特徴は以下の通りとなっている。

- ・貯留型マンホールトイレ（最下流人孔に貯留弁を整備）
- ・貯留管は $\phi 450\text{mm}$ の塩ビ管
- ・収容人数 100 人にマンホールトイレ 1 基を整備



3. マンホールトイレの啓発

市民へのマンホールトイレの啓発は、市主催の防災訓練や地域で取り組まれている自主防災活動等を通じて行っている。学校職員を含む地域住民及び児童とともにマンホールトイレ設置を実際に行うだけでなく、小学校の環境学習でも取り上げて啓発するなどの効果も挙げている。



（６）兵庫県神戸市

1. マンホールトイレの整備の考え方

神戸市は平成 7 年の阪神・淡路大震災時、断水によってトイレが使用できなくなったことや、道路交通寸断等により避難場所のくみ取り式仮設トイレの汚物収集が満足にできなかったことなど、不便・不衛生な状態が続いたことを踏まえ、指定避難所である小・中学校を中心に、水洗で衛生的に利用できるマンホールトイレの整備を進めてきた。60 箇所／300 基の整備が完了しており、地域防災計画上の進捗率は 100%となっている。

2. マンホールトイレのPR活動

平成 29 年度より、マンホールトイレ愛称の決定、トイレ組立てマニュアルやPR動画、看板の作成、配布などのPR活動に取り組んでいる。

① 愛称の決定

市民に親しみを持ってもらい、効果的なPRを行うことを目的に、マンホールトイレに愛称を付けた。複数の候補に対し市民アンケートを実施し、その結果も踏まえ、「災害時こまらんトイレ！」（以下、「こまらんトイレ」という。）を愛称に決定した。

② 動画の作成

こまらんトイレの概要を広く理解してもらうことを目的に、上屋組立動画を作成した。詳細な組立方法の説明は別途利用マニュアルを作成することとし、3分程度の短い動画としている。なお、作成した利用マニュアル（上屋組立手順説明書）、組立動画は、本市ホームページ上にPRサイトを作成し、当該サイト上に掲載している。

③ 看板の作成・設置

学校教頭にこまらんトイレについての知識があまりない、土砂に埋没しているなど、管理が悪いところを主な対象とし、A3 用紙をラミネート加工した簡易的な看板を各こまらんトイレ整備箇所付近に設置した（平成 29 年度、1 月 19 日時点で 12 箇所の設置が完了）。また、令和元年より自立式看板の設置を行い、令和 2 年度末で約 40 基の設置が完了している。



組立動画（抜粋）



看板設置の様子（遠景、看板デザイン）

3. 下水道部局と防災部局等の役割分担

マンホールトイレの管理は、下部構造は下水道部局が行い、上屋については指定避難所の小中学校備蓄管理者が保管をし、調達等は環境局が行っている。

年に1回、防災部局主体で関係部局が集まり、情報を共有する場として「災害時仮設トイレ事務局連絡会」を実施しており、役割分担の確認等を行っている。トイレシステム確立のためには、上物も下部構造も一括管理をすることが理想ではあるが、業務量などを考慮すると関係部局で連携して整備を進めることが望ましいと考える。

また、神戸市では災害時の仮設トイレは、既存のマンホールトイレを活用しつつ、不足数については凝固型仮設トイレで補っている。

(7) 大阪府堺市

1. マンホールトイレの整備の考え方

堺市は市の下水道ビジョン及び地域防災計画に事業を位置づけて、マンホールトイレの整備を進めており、平成 29 年度末に指定避難所となる全ての市立小学校の整備が完了した。

2. マンホールトイレの普及啓発

① マンホールトイレの防災宿泊訓練での活用

堺市の校区自治会では、炊き出し、体育館やテントの宿泊体験の他、マンホールトイレを実際に使用し、使用抵抗を軽減する目的で、親子向けの宿泊型防災訓練を実施した。この訓練では、参加者自身がトイレを組み立て、訓練中のトイレはマンホールトイレのみを使用可能とすることで、避難所での生活を体験した。また、快適な避難所トイレを目指し、参加者自身で、

- 男女でトイレの入りの向きの向きを変えて動線を分ける
- 防災倉庫備蓄物資以外の物品を用意
(手洗い消毒・靴の消毒マット・ランタン等)
- 便座にテープを貼る(便座カバーの代用・汚れ防止)
- 使用の都度便器に水を流す
- 夜間の見張り・警備

等の工夫を行った。



参加者(男性 17 人、女性 17 人)に対しアンケートを実施し、マンホールトイレの組み立てについては、過去に組み立て訓練を経験した方全員(8 人)が「過去の訓練の成果があった」と回答した。また、10 代以上では 1 人で利用する例が多く、女性や高齢者の転倒事故や性犯罪の防止に向け、夜間利用に課題の声があがった。参加した子供たちからは「使いやすかった」「いつものトイレと違うところが面白かった」と、好意的な意見が聞かれた。

② 普及啓発に向けた漫画の作成

市民の皆様にも上下水道を楽しく学んでいただけるよう、マスコットキャラクターを活用し、災害時のトイレの重要性や、マンホールトイレ、市民自ら備蓄可能な携帯トイレ等を説明したマンガを作成し、区民祭り等で配布し、自助・共助の醸成に努めている。



（８）福岡県北九州市

1. マンホールトイレの整備の考え方

マンホールトイレは、

- ・運搬や保管がしやすく組立が容易
- ・下水道管につながっているため、衛生的
- ・長期間にわたり使用が可能
- ・段差がないことから、お年寄りや車いすの方も楽に使える

といった利点から、「北九州市下水道総合地震対策計画」を策定し、管路や処理場、ポンプ場の耐震化に加え、計画的にマンホールトイレを整備している。

整備する場所については、「地域防災計画」に位置づけられている概ね10ha以上の都市公園などの広域避難地24箇所を対象としている。



地域イベントで子どもたちにも人気

2. イベントでマンホールトイレを活用

マンホールトイレを設置した公園ではマラソン大会や地域イベントの際、仮設トイレとして一般の方に、利用してもらった。これまで4回のイベントで運用し、延べ300人以上が使用。

また、運用の際には、「利用者アンケート」を取り、使いやすさについて調査を実施した。

その結果、9割以上の利用者から、「使いやすい」との感想が出された一方で、そもそもマンホールトイレを知らなかった、という回答が7割近くあり、マンホールトイレの認知度は、まだ低いことが明らかとなった。

さらに、「トイレトペーパー位置の変更」、「荷物フックの追加」などの要望や意見が多くあったため、より使いやすいマンホールトイレに向けて製品の改良を図っている。



説明パネルで利用者に周知



マンホールトイレの改良点

（９）広島県三原市

1. 平成 30 年 7 月豪雨での活用

平成 30 年 7 月豪雨において、7 月 10 日から 17 日までに 8 日間、三原市周辺が断水し、水洗トイレが使用できない状況となり、市民からの要望を受け、三原市立南小学校および三原市立宮浦中学校に急遽設置を行った。三原市都市部職員が設営し、下水道整備課が運営を行った。

住民への周知は、危機管理課と連携して、ホームページや三原ケーブルテレビを通じて情報発信を行った。



マンホールトイレの設置状況

2. マンホールトイレの PR・広報活動

防災訓練や広島県下水道公社主催の「ふれあいデー」において、マンホールトイレを組み立て展示することで住民に知ってもらおうようにしている。今後は、大きなイベント等で多数のトイレが必要な場合に活用したいと考えている。

3. 今後の課題

テント式を活用するにあたり、今回は夜間照明等で対策を実施したが、女性や子供にとって、夜間に利用することは防犯面で不安があった。

運営・管理については、市が行うのではなく自主防災組織が積極的に動けるような体制の整備が必要であると考えている。

4. 下水道部局と防災部局等の役割分担

マンホールトイレの整備にあたり、国の下水道総合地震対策を活用することとなったため、下水道整備課が管路等の施設整備を担うこととなり、合わせてテント等の上屋の整備、これらの施設の管理も担うこととなった。運営については、防災計画に基づき、各避難所に配置された連絡員（市職員）が自主防災組織と協力し市民を含め管理班を編成し、設営及び運営を行うようにしている。

（１０）熊本県人吉市

1. マンホールトイレ整備の考え方

平成 28 年の熊本地震で生じたトイレ問題を契機に、人吉市では防災安全課と下水道課の担当者が集まってマンホールトイレ研究会を実施し、熊本市を視察するなどして、マンホールトイレの整備計画を進めてきた。最終的には、8 か所の避難所においてマンホールトイレの整備を目指し、平成 29 年度に整備計画を策定している。

令和 2 年 7 月豪雨の際は、市下水処理施設が浸水し処理能力が低下していたが、避難所の水洗トイレは使用出来ていた。しかし、多数の避難者の利用による混雑と新型コロナウイルス対策として、人吉スポーツパレスにマンホールトイレを設置（男性用と女性用を各2基）した。



2. 洗濯機排水のマンホールトイレの活用

経済産業省から支援を受けた避難者用の洗濯機に関して、排水先を検討した結果、マンホールトイレへの排水が適していると判断し、洗濯機排水の受け入れ先として活用した。配管工事に関しては、人吉市管工事協同組合に委託して実施した。



3. 今後の課題

市民へ向けたマンホールトイレの普及啓発が課題であり、マンホールトイレの整備と合わせて、啓発活動に注力したいと考えている。

4. 防災部局と下水道部局等の役割分担

マンホールトイレの整備箇所の選定、計画の策定、予算の確保は防災部局が担当し、施工を下水道部局が担当している。防災訓練における組立演習なども防災部局が主導で行っている。避難所におけるマンホールトイレの設置は防災部局が行い、その管理は避難所に配置された職員と施設管理者などが行った。

(1 1) 神奈川県茅ヶ崎市

1. マンホールトイレ整備の考え方

茅ヶ崎市では、災害時のトイレ対策として、数や維持管理および衛生面の課題を背景にマンホールトイレの整備を検討するに至った。マンホールトイレの整備を地域防災計画に位置付け、防災部局が主導して整備を進めていく。

現在、第一カッターきいろ公園(中央公園)、しろやま公園、柳島スポーツ公園の3か所に整備されている。



第一カッターきいろ公園(中央公園)に設置された
災害用井戸を水源として活用したマンホールトイレ

2. 水源として災害用井戸の活用

水源の活用として避難所となる小中学校等のプール水も有効であるが、近年、プール施設の老朽化や維持管理負担の増大により、使用停止や廃止の例が全国的に見られており、茅ヶ崎市においても同様の懸念がある。そこで、茅ヶ崎市の一部のマンホールトイレでは水源として災害用井戸を管理し、マンホールトイレの広報・PR 活動(後述)を通し、災害時の実用性向上に努めている。

今後のマンホールトイレ整備においては、プールを水源とする案は安定した供給源と見なしにくいので、災害用井戸などを活用した水源の確保が必要であると考えている。過去の災害でマンホールトイレを設置したにも関わらず、水源が確保できず機能しなかった事例を踏まえ、水源の確保は極めて重要な要素である。整備場所に応じて、現実的かつ持続可能な水源確保を個別に検討しなければならない。



井戸水を活用した水洗システム



井戸水は手洗い水としても活用

3. 関係部局間での連携

防災部局が整備全体の主管を担い、上部構造や倉庫管理を行う。下部構造の整備や技術設計については下水道部局が担当する。設置場所となる学校や公園を所管する教育部局や公園部局との調整も必要であり、横断的な連携のもとに整備計画が進められている。

4. マンホールトイレの広報・PR 活動

茅ヶ崎市では 11 月に「ちがさき消防防災フェスティバル」を実施しており、その中でマンホールトイレの展示、実演を行っている。第一カッターさいろ公園(中央公園)で開催された際には、来場者が井戸から水を汲んで流す体験を通じて、マンホールトイレのみならず下水道への理解を深める機会としている。



イベントでの展示の様子

また、しろやま公園においては、地域の自主防災組織による訓練の中で同様の展示・体験を行い、住民への啓発に努めている。

マンホールトイレをきっかけに災害時のトイレ問題を周知し、自助として携帯トイレなどの備えの重要性も伝えている。

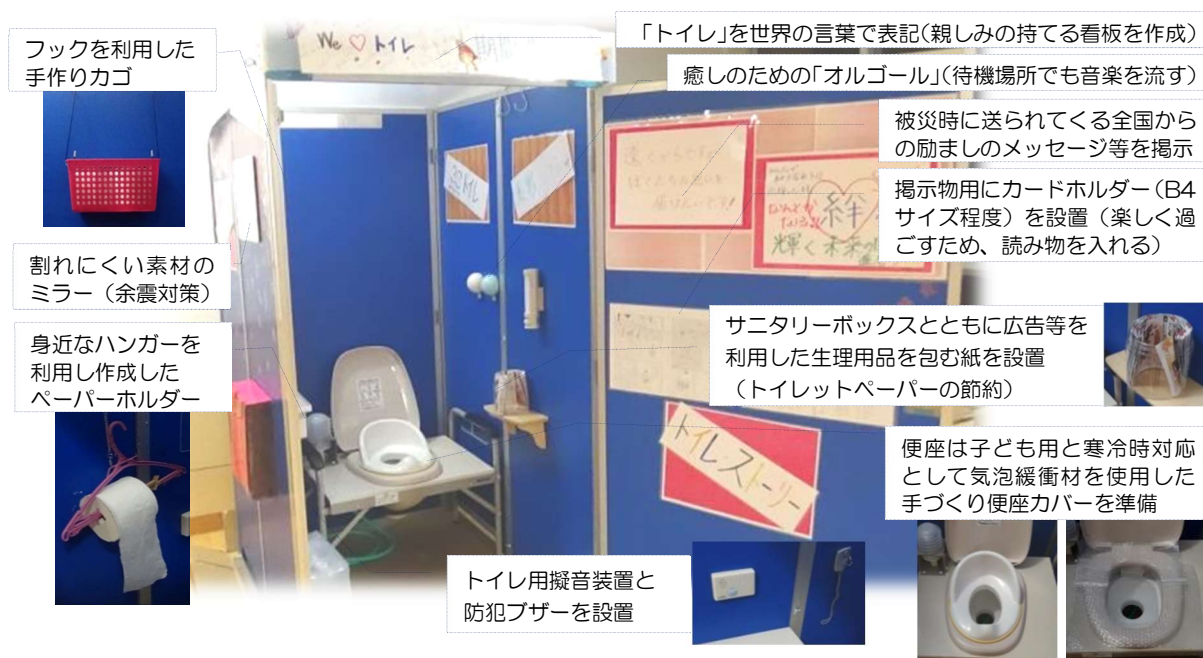
5. 今後の整備計画と課題

茅ヶ崎市は避難所となる小中学校等の防災拠点にマンホールトイレの整備を進める方針で、令和11年度までに10か所の整備を目指す茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画を策定している。整備は下水道の整備状況等を考慮し、順次着手する計画である。

現時点で維持管理体制は確定していないため、今後の課題として庁内調整を進める予定である。

＜資料編②＞目黒星美学園中学高等学校による 快適なマンホールトイレの環境づくり

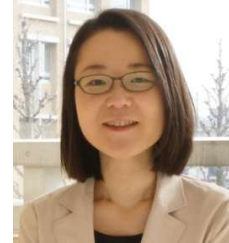
私立目黒星美学園中学高等学校（東京）の女子生徒は、東日本大震災の被災地でのボランティア活動をきっかけに、トイレの大切さを認識した。そこで、授業でのワークショップ等を通して、想像力を働かせてアイデアを出し合い、皆が使いたいくなる理想のトイレ環境を検討した。生徒が主体となり、学校内に設置された上屋をアレンジし、快適なマンホールトイレを具現化したことから、本ガイドラインに参考として掲載する。



目黒星美学園中学高等学校が考える快適なマンホールトイレ環境

安全・安心面の工夫として、防犯上、外側にソーラー式人感センサー付ライトを、内側に防犯ブザーを設置した。内側のライトも、衛生面の配慮の観点で、スイッチ類に直接触れる必要がないセンサー式を選んだ。また、オストメイトの場合、上部のみに明かりがあるとストーマ装具を外す時に影になるため、ライトにフックを付け取り外し可能とした。快適性の面では、行列対策として整理券の配布の提案や、待ち時間を短く感じさせるアイデアなどが出た。「青は男性用の印象が強く圧迫感を感じる」と、ピンクや木目調のパネルを希望する声もあった。

本活動を通して、生徒は「普段から災害時のトイレについて考え、抵抗をなくすことが重要だ」と気づき、学校外での発表や啓発活動に積極的に取り組むようになった。また、「支援する側になったときにも、今回考えたことを役立てたい」という意見を持った生徒も多く、熊本地震の際には生徒からの提案で支援物資として、トイレを送る活動に繋がった。学校の防災教育において、トイレ問題を取り上げることは非常に意義あることだと感じた。



京 百合子先生
（目黒星美学園
中学高等学校教諭）

<資料編③> トイレを衛生的に保つ方法

衛生環境の維持にはトイレの清掃が重要である。清掃には作業者の安全・衛生を確保し、他者への感染を防止することが不可欠となる。そのためには以下の配慮が必要となる。

- ① 清掃はトイレの使用を開始した直後から必要になるため、あらかじめトイレ清掃関連用具を備蓄しておく
- ② トイレ清掃は当番制とするなど組織的に行う
- ③ 清掃方法を掲示する
- ④ 清掃する時間や頻度、清掃方法等を決める
- ⑤ トイレ使用方法や清掃方法等のルールを貼り出す
- ⑥ トイレ清掃後の手洗いを徹底する

(1) トイレ掃除のために事前に準備しておくもの

トイレの掃除を行うにあたり、接触・飛沫感染対策としての装備、衛生関連用品、掃除道具などが必要となる。以下に準備しておくものの例を示す。

① 接触・飛沫感染対策のための装備(例)

準備するもの	備考
マスク 	✓ サージカルマスク(病気予防用のもの。本来定義は手術場で使用されるものを指す)が望ましい ✓ 使用の度に交換できるディスポーザブルタイプ(使い捨て)が望ましい (理由:衛生面を考慮し口腔からの感染防止等のため 等)
手袋 	✓ 衛生面を考慮しディスポーザブルタイプ(使い捨て)がよい ✓ ディスポーザブルタイプ(使い捨て)は使用期限が短いものもあるので注意する (理由:期限切れの製品は破けるなどの危険性があるため)

準備するもの	備考
作業着	✓ 着衣が汚れないようにする点では簡易な雨合羽でもよい ✓ 使用後は確実に洗うか他のものと分けること
履物	✓ 室内トイレ用と屋外トイレ作業用を分ける ✓ 防水タイプが好ましい

② 衛生関連用品(例)

準備するもの	備考
手指消毒液 	✓ アルコール消毒剤等を手洗い後に利用する ✓ アルコールはノロウイルスには効果が無いが、他の感染源予防の観点から消毒を行った方がよい (参考)エタノール水溶液の pH を下げることで、ノロウイルスにも効果が期待できる製品もあるため、詳細は製品表示または製造元に確認しておくこと
ハンドソープ	✓ 殺菌・消毒作用のあるものが望ましい
うがい薬	✓ 殺菌・消毒・洗浄の観点から製品を選択する (理由:製品により単に抗炎症作用のみのものから、幅広い殺菌作用が期待されるものまで、効果が大きく異なるため)
ウェットティッシュ	✓ 大判のもので体を清拭できるものもある

③ 掃除道具(例)

準備するもの	備考(容器には中身と使用個所を表記)
塩素系漂白剤 	✓ 家庭用塩素系漂白剤は次亜塩素酸ソーダ濃度 4～6%である ✓ 次亜塩素酸ソーダは不安定なため、使用期限に注意する ✓ 用途により原液を希釈して使用 i. 便の付着など汚れが強いもの:50 倍希釈 ii. 便座やドアノブなど通常の汚れ:250 倍希釈
水	✓ 清掃、除菌洗浄液希釈、手洗いに用いる
バケツ	✓ 除菌洗浄水用とモップ洗い用を別々に用意する
ペーパータオル・新聞紙	✓ 汚れの除去、汚れ防止の敷物として利用する
ビニール袋	✓ ごみ袋用、清掃用具持ち運び用として用いる
ホウキ・チリトリ	✓ モップ等での水拭き前に、主に乾式の床に使用する

準備するもの	備考(容器には中身と使用個所を表記)
モップ	✓ 床の水拭き用、壁面用等に用いる
雑巾	✓ 多めにあるとよい
ブラシ	✓ 床用と便器用に用いる

④ 関連備品(例)

準備するもの	備考
トイレットペーパー	✓ 通常の使用以外に掃除にも用いる
消臭剤	✓ 掃除後にトイレ室内に設置する
防虫・除虫剤	✓ 蚊・ハエ等の対策として設置する
ペーパー分別ボックス	✓ 配管の詰まりを防止するため、大きめのものを準備する ※紙製の場合は、床面からの水を防ぐための対策が必要
サニタリーボックス	✓ 蓋付きの大きめの箱を準備する
備品置き台	✓ トイレの床に直に置くことでの汚染を防ぐ

参考：特定非営利活動法人日本トイレ研究所
「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト（基礎編）」2015

（２）衛生面に配慮したトイレ清掃フロー案

トイレ掃除や管理に必要なものを準備するだけでなく、衛生面に配慮されたトイレ環境を実現するには一定のルールに沿ったトイレ掃除が必要になる。以下に、一般的なトイレの清掃フローを示すが、本内容はマンホールトイレにも応用が利く形の内容に更新した。

方法		内容
1	装備品を着用	マスク、手袋などを着用し、可能であれば作業着なども着用する。 自身の手指の傷等からの感染に注意する。
2	除菌洗浄水と清掃用水(水道水)の用意 (ドア・窓を開放し、風通しをよくする)	きれいなバケツに除菌洗浄水をつくる(塩素濃度 0.1%とする)。 手すり等、手が触れる場所も除菌する。 (バケツなどの使い分けが必要な道具は、マジック等で容器に用途を記載する。容器の色や形を変えることも、間違いを防ぐことにつながる)
3	汚物の除去	室内の備品を取り出し、汚物があればペーパータオルや新聞紙等で汚染面を広げないように拭きとる。拭きとった後は、除菌する。
4	拭き掃除と掃き掃除	高い所から順に、壁面などを除菌洗浄水で濡らした雑巾等で拭き掃除する。 (除菌洗浄水が汚れると効力が落ちるため、すすぎは清掃用水を使用する) 床面に土や砂がある場合、ほこりが立たないように掃き掃除をする。
5	個室内の掃除 (パネル等)	汚れの小さい順に噴霧用スプレー等で除菌洗浄水を散布しながら雑巾(除菌洗浄水に浸して絞った雑巾)で拭く。
6	便器の内側の清掃	簡易水洗式の場合、塩素系洗剤を便器の内側にかけ、数分後に水で流す。 必要に応じてクレンザーまたはメラミンスポンジを使用する。
7	手で触れる部分の除菌	新しい雑巾で、除菌洗浄水を散布しながら、ノブ、手すり、ペーパーホルダーなどを拭く。(十分に換気する)。
8	道具の片付け	清掃用具を再び使用する場合は、衛生・安全のため洗浄後に消毒する。 ディスポーザブルタイプ(使い捨て)の手袋を外す際は、外側が内側になるようにする。



方法		内容
9	備品の設置・補充	トイレットペーパー、消臭剤を設置する。  
10	手洗い、手指の消毒、うがいの実施	ハンドソープ等で手を洗う。必要に応じて手洗い後にアルコール消毒液等を使用する。指先、指の間、親指の周り、手首等は汚れが残りやすいので注意する。 水がない場合は、ウェットタオルやアルコール消毒液等を使用。 うがい薬等でうがいをする。
11	その他	水が十分になく足元の清掃が難しい場合は、新聞紙を敷き、汚れたら取り換える。

引用：特定非営利活動法人日本トイレ研究所
「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト（基礎編）」2015

（参考）有効塩素濃度 5% の場合の 0.1% 希釈方法

水の量	除菌洗浄液
1 L	20 mL
2L	40 mL
3 L	60 mL
5 L	100 mL
10 L	200 mL

有効塩素濃度 A % と表記されている場合、0.1 % 希釈液を
10 L 作るのに必要な除菌洗浄液量の算出方法

$$\text{除菌洗浄液量 mL} = 1 / 1,000 \times 10,000 \text{ mL} \times 100 / A$$

<資料編④> マンホールトイレ普及啓発ツール

災害時にマンホールトイレを速やかに設置し、その後衛生的に運用していくためには、マンホールトイレの認知度向上と使用方法等への理解促進が不可欠である。国土交通省では、マンホールトイレの普及啓発ツールを作成し、公開している。これらは、イベントや防災訓練、研修等様々な場面で自由に活用いただくことが可能である。

(1) 冊子「災害時のトイレ、どうする？」

災害が発生した直後、避難所生活の時、帰宅した時において、トイレの使用にあたって、どのような点に注意する必要があるかを、漫画を用いて解説した冊子。

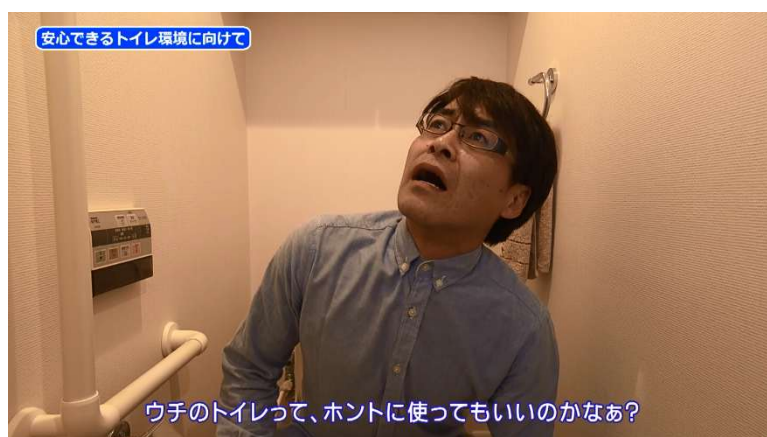


※下記ホームページにて、冊子のPDFをダウンロード可能

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000411.html

(2) 動画「災害時のトイレ、どうする？」

冊子の内容をドラマ化した動画(約15分)。3部構成で各チャプター毎に「問題の発生篇」と「解説篇」がある。



動画の公開先
(YouTube)